

◎新潟県告示第156号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項及び第3項の規定により、次の河川の浸水した場合に想定される浸水の継続時間を定めた。

その関係図面は、新潟県土木部河川管理課及び河川を所管する地域振興局に備え置き、閲覧に供する。

令和8年3月6日

新潟県知事 花 角 英 世

1 浸水継続時間を定める河川

関川水系

矢代川

2 指定年月日

令和8年3月6日